

奥州市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月13日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 平成29年1月5日、6日及び10日

本監査 平成29年1月11日

(2) 監査の対象とした部課等名

総務企画部

政策企画課、総務課、元気戦略室、行財政改革推進室、国体推進室、水沢総合支所事務局及び各総合支所の総務企画課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成28年度（平成28年4月1日から平成28年11月30日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成27年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
政策企画課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
総務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
元気戦略室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
行財政改革推進室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
国体推進室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢総合支所事務局	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

江刺総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

総務企画部政策企画課

契約事務において、光ネット整備事業に係る自立柱敷地の土地賃貸借契約の年度更新に当たり、864件のうち土地所有者から契約書の提出がなく契約を締結できていないものが多数あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、契約更新のあり方を検討し、改善されたい。